

千葉県特別支援教育推進基本計画（平成19年度策定）			中間評価（平成24年度）		パワーアップのための今後の取組の進捗状況	
テーマ	取組	実践項目	評価内容	パワーアップのための今後の取組		
I	早期からの整備	1. 障害のある乳幼児・保護者に対する早期からの教育相談支援体制を充実させます。	(1)特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携 (2)地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築	特別支援学校の中には市町村の相談会に協力するなど先進的に地域連携を進めている学校もあります。そうした状況を各学校が相互の実践を共有していけば、特別支援学校全体の教育相談機能が一層高まっていくと考えられます。	特別支援学校が蓄積している関係機関との連携スキルや実践事例の資料を作成し、各校の教育相談機能の充実に役立てる。また、ネットワーク構築の参考資料としての活用を促す。	特別支援教育コーディネーター連絡協議会を通して、校内体制や関係機関との連携などに関する現状と課題の共有を進めている。今後、共有した実践例等の情報を資料化していくことが課題
		2. 就学前幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援を行います。	(1)個別の支援計画作成 (2)就学相談の実施 (3)認定就学者制度の周知	(1)市町村で作成される個別の支援計画（サポートファイル等）の作成の普及と有効な活用が十分ではない状況です。幼稚園についても教育支援のツールとして作成・普及が十分ではありません。 (2)(3)市町村教育委員会の就学事務担当者が就学相談・事務に個別の支援計画を十分活用することや、認定就学者制度の理解を一層図ることが必要です。	(1)個別の支援計画(市町村)や個別の教育支援計画(幼稚園)の一層の作成・活用を促す啓発資料（リーフレット等）を作成・活用を図る。 (2)(3)就学事務を適切に進めていくための理解啓発の資料を作成する。	啓発資料は既に作成し、県HPに掲載済である。それをどう周知徹底するか、その方策を検討することが今後の課題である。 H26.5月に資料改定の予定。その際、平成25年9月の施行令改正の考え方を反映する。
II	小中学校における特別支援教育の整備・充実	1. 障害のある児童生徒に「わかる授業」を推進し、学級における支援を充実させます。	(1)障害特性理解の推進 (2)指導及び評価の工夫 (3)個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成	小・中学校における個別の指導計画作成率はおおむね90%、個別の教育支援計画はおおむね60%と高くなってきていますが、一人一人の障害の状態や特性に応じたきめ細かな指導実践をするために、個別の指導計画を有効に活用することが課題です。	(1)校内支援体制の構築と有用性について啓発を図る。 (2)障害のある児童生徒にわかる授業や支援について、実践発表会やWebでの紹介等により教員の教材研究をサポート。 (3)特別支援学校がセンターとしての役割を果たしながら障害のある児童生徒の個別の指導計画作成率100%を目指す。	啓発資料「…すべての学校に求められる…」をすでに配信済。引き続き、毎年更新して配信していく予定 特別支援教育に関する教材研究をWeb環境を利用できるようにするための資料整理が課題 H25現在小学校96.5%、中学校92.6%であり、年々向上している。
		2. 通常学級在籍の障害のある全ての児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう校内体制による支援を充実させます。	(1)特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実 (2)特別支援学級、通級指導教室の機能の充実及び活用 (3)特別支援教育支援員等による支援	障害のある児童生徒が通常の学級で学べるよう支援員の配置や通級による指導が行われていますが、個に応じた指導を行うためには、支援員の配置や通級による指導の場を更に充実させていくことが必要です。	(1)連絡協議会等で校内支援体制充実に役立つ研修・実践事例等の情報提供に務める。 (2)特別支援学級や通級指導教室担当者の研修の機会の充実を図る。 (3)特別支援教育支援員の配置促進、要請に基づく特別支援アドバイザーの派遣に努める。	発達障害に関する幼稚園から高等学校向け資料が平成25年度で揃う予定。このことを十分周知していく。 経験3～5年目の特別支援学級担当・通級指導担当職員を対象の研修会の実施を検討している。 着実に実績が上がっている。支援員の配置数は年々増加。アドバイザーの派遣要請は多く、実績・成果は十分ある。
		3. 学校支える校外の支援システムを整備します。	(1)市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援 (2)「巡回による指導」の充実 (3)ボランティアによる支援システムの整備 (4)地域支援ネットワークの整備と活用	小・中学校では特別支援教育コーディネーターの指名が図られ校内体制も整い機能してきました。今後の支援を一層充実させていくため、校内支援だけでなく、外部との連携を図り、自校の支援機能を高めていくことが必要です。	(1)専門家チームの指導・助言内容を整理し、参考資料として活用する。 (2)巡回指導担当者をサポートする指導/教材事例の情報提供をする。 (3)継続して実施する。 (4)関係機関との連携、地域資源の活用方法が分かる資料を作る	専門家チームの取組は講話中心に進められている。助言内容を参考資料として活用する方法を検討中 2-(2)の資料：特別支援学級担当者、通級指導担当者向けの資料を活用することで対応可能 特別支援フレッシュサポート事業の成果を整理する。 センター的機能充実事業の中で連携、地域資源の活用に関するガイドを試作する予定
		4. 「交流及び共同学習」を積極的に進め、地域で共に学び育つ教育を推進します。	(1)特別支援学級と通常の学級 (2)特別支援学校と小・中学校	居住地校交流は、多くの特別支援学校で実施されていますが、実施数は小学部に偏り中学部や高等部ではあまり実施されていません。また、実施方法や活動内容についても関係職員や保護者への理解・啓発を促していく必要があります。 特別支援学級と通常の学級間の交流も、教科の内容や障害の特性を踏まえながら、ほとんどの小・中学校で実施されています。	(1)既に実践されている特色ある取組事例を紹介していく。 (2)居住地校交流の実践事例をHPで紹介したり、学校が取り組みやすくなる実践マニュアル等を作成したりする。	取組事例を紹介するためのデータベース化について検討 交流の実践ガイドの紹介はHPで紹介済。特別支援学校と相手校とがスムーズに交流を実施していくためのマニュアルの内容を整理していくことが課題
		5. 「特別支援教室構想(仮称)」に向けて具体的検討を行います。	(1)今後の国の動向を踏まえ「特別支援教室(仮称)」の検討	平成19年度から2年間、県内2校で実践検証を行いました。人的、物的の両面に課題が多いことがわかりました。	国の動向に注視し対応を検討する。	現在、国の動向を注視し、具体的な対応は行っていない。
III	特別支援学校の新たな機能の構築	1. 特別支援学校の配置・整備と機能の充実を図ります。	(1)特別支援学校の配置/整備 (2)特別支援学校の機能 (3)特別支援学校が担う地域のセンター的機能	(1)平成23年3月に県立特別支援学校整備計画を策定し、その実現に努めています。 (2)寄宿舎連絡協議会で寄宿舎の役割や取組の工夫について検討してきました。寄宿舎の機能と可能性について引き続き検討していく必要があります (3)一層の周知と質的向上が必要です。	(1)整備計画に示した過密・増加分の1,712人の解消を図る。 (2)寄宿舎の教育的機能の有効活用を校長会と連携して研究 (3)引き続き地域のセンターとしての取組を着実に推進する。	整備計画に基づき取組を進めている。 連携と協議の具体案を検討中 実施されている取組とその成果の把握、及び検証を行うための基準を検討している。
		2. 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。	(1)「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導の充実 (2)教材・教具の工夫や学習環境の整備 (3)交流及び共同学習の推進 (4)医療的ケア実施体制の整備 (5)自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究及び適切な教育課程の編成	(1)個別の指導計画等の活用については、各校の様々な工夫を特別支援学校全体で共有・活用できるようにすることが課題です。 (2)特別支援学校が開発した教材・教具や学習環境の工夫などの情報を、各校が相互に有効活用できるシステムが必要です。 (3)学校間交流や居住地校交流を促進していくため、関係者の関心を高め理解を広げていく取組が必要です。 (4)医療的ケアの担当者や看護師への充実した研修の機会の維持・継続が必要です。 (5)平成17年度以降の自閉症への対応に係る研究成果（支援方法や教材の開発）について、更に周知していく必要があります。	(1)指導訪問等の機会を通して個別の指導計画等の活用/改善事例について指導助言や情報交換をする。またこれまで蓄積した作成・活用のノウハウを資料化 (2)各特別支援学校が有する教材教具を教育課程と関連付けて検索できるシステム構築を図る。 (3)交流の理解・啓発のための資料や実践マニュアルを作成し活用を図る。 (4)引き続き医療的ケアの研修会の充実を図る。 (5)自閉症の研究成果の情報(教育課程、教材・教具の工夫等)の共有を図る（Web公開、活用促進）。	教務主任連絡協議会等を活用して情報を整理し、各学校がこれまで実践し工夫してきたノウハウを、資料集とするための内容の構成を検討することが課題 教材・教具の資料化済の学校と連携しながら、検索システムを企画することが課題 研究指定校の取組を土台にしてマニュアル作成を検討 ヒヤリハット事例集を作成し、医療的ケアに関する安全の確保を図るとともに、研修会での活用を図っている。 研究指定の内容の活用方法の整理が課題
IV		1. 生徒の多様な教育的ニーズに応え、将来の	(1)障害の重い生徒の地域生活支援の充実	(1)特別支援学校では、障害の重い生徒の地域生活支援の充実に向け、個別の教育支援計画を活用して地域の関係者と支援会議等を	(1)個別の教育支援計画を活用して関係機関との連携を強化する。	個別の教育支援計画は各特別支援学校で作成・活用し定着している。質の高い内容と活用のための方策の検討が課題

IV	後期中等教育の充実と卒業後の自立支援	自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実	(2)就労を目指す生徒の職業教育の充実	開催するなど、社会とのつながりを強化しています。			
		2. 個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの充実を図ります。	(1)個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの構築	(1)企業と特別支援学校が様々な形で情報の共有や意見交換を行う取組が進められ、一人一人のニーズに応じた就労支援を実現できています。	(2) 就労支援ネットワークの構成校による関係会議等で方策を検討する。産学連携による就労支援の実践を進める。	就労支援ネットワーク会議構成校による会議で検討が進められている。特別支援学校では H25 から清掃検定を産学連携の取組を開始した。	
		3. 高等学校における特別支援教育の支援体制づくりを目指します。	(1)適切な指導・支援のための高等学校教員の特別支援教育の理解の促進 (2)高等学校における支援体制づくり	(1)引き続き理解・啓発の取組が必要です。また、特別支援教育に関する研修講座への受講者数増を目指すなどの取組も必要です。 (2)コーディネーター指名や校内支援体制組織率は100%ですが、その機能を十分活用することや、特別支援アドバイザー等の派遣要請数を伸ばすなど、学校と外部との連携を充実させていくことが課題です。	(1)学校と企業、関係機関が情報を共有し、就労支援ネットワークを活用した連携の充実を図る。また、今後も企業と連携した教員の研修の維持・充実を図る。 (2)特別支援教育支援員の効果的な配置・活用を行う。	高等学校向けが「IT」ブック作成済(総合教育センター) Q&A 作成済(特別支援教育課) H24 から配置を開始した。今後効果の把握が必要	
V	卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援	1. 学校卒業後、障害のある人がいつでも、どこでも、それぞれの目的に応じた学習に参加し、豊かな生活を送ることができるよう学びの機会と場の充実を目指します。	(1)障害のある人が、学習成果を社会で生かし、地域交流を行える機会や場の充実	同窓会・青年学級や障害者団体に所属しての地域活動がありますが、学校教育の中で地域社会への興味関心を育むための指導・支援について検討する必要があります。	さわやか県民プラザなどの社会教育施設での取組の、特別支援学校への周知に努める。 また特別支援学校における社会自立に向けた学習/活動プログラムを研究し、成果を共有できる体制を構築する。	まだ取組を開始していない。取組をどうやっていくか周知していくとよいか、検討が必要	
		2. 特別支援学校の学校開放講座等の充実を図り、地域の生涯学習機関と連携し、その機能の一部を担います。	(1)専門性や施設・設備を社会資源機能を果たす。	卒業生やその家族の交流の機会として青年学級や同窓会が利用されたり、ボランティア養成等の市民講座の場としても利用されていますが、特別支援学校の社会資源としての価値が地域社会の中であまり知られていません。	特別支援学校の社会的資源の有効活用を研究する。具体的には開放講座の広報、開放講座実施校の情報を整理するなどして特別支援学校の学校開放講座の充実を図る。	特別支援学校の資源と、その利用状況について調整中	
		3. 地域の教育機関、生涯学習機関、企業やNPO等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築を目指します。	(1)生涯学習情報の提供を可能とする生涯学習支援ネットワークの構築	地域社会の中では、障害者の社会自立を支援する機関が、様々な取組を進め、関係機関は相互に連携を図っていますが、障害者ニーズの把握と、障害者への情報提供の視点から、特別支援学校の生涯学習支援に関する取り組み方について検討する必要があります。	障害のある生徒等の生涯学習に関するニーズを関係機関に発信したり、生涯学習の情報を本人や保護者に周知する。また、高等部の学習に役立つ参考資料を作成し活用を推進する。	各校の実践を調査中。今後、参考資料の内容と構成、提供の方法等を検討する。	
VI	学校と教員の専門性の維持・向上	1 学校や教員の専門性の維持・向上を図ります。	(1)県総合教育センターにおける現職研修の充実	(1)学校や地域における指導者の育成 (2)悉皆研修の充実 (3)特別支援教育研修等の充実	特別支援教育に関する講座を毎年35講座程度開講し平成19年から5年間で約8,500人が受講しています。 特別支援教育に関する研修講座の受講者を増やし、職員の専門性向上のための講座を更に充実させていく必要があります。	演習や体験を重視した研修内容の検討や、総合教育センター以外でも研修可能な方法など、効果的な研修方法を検討する。	全ての障害種に対応した研修講座を開設している。また悉皆研修における特別支援教育に関する内容の位置づけについて、今後も推進していく。
			(2)特別支援学校のセンター的機能の向上	(1)地域の小中学校等の教員の障害に対する理解啓発の促進、専門性の向上 (2)地域の小中学校等の職員研修への講師派遣 (3)地域のボランティアを対象とした研修の実施	特別支援学校では、蓄積した専門性を、地域の小・中学校等へ相談対応や派遣等の形で提供してきました。一方特別支援学校の専門性は、比較的障害の重い場合の指導に関する場合が多く、小・中学校の学校生活の特質を踏まえた支援方法の検討が必要です。	小・中学校等が求める支援について調査し、小・中学校支援のための参考資料を作成する。	現在実施している「特別支援学校のセンター的機能充実事業」の中で、小中学校支援のための資料作成の準備を進めており、それを生かしていく予定
			(3)県総合教育センター特別支援教育部の機能の向上	(1)県総合教育センター特別支援教育部の教育相談や調査研究等に関する専門性の一層の向上 (2)県総合教育センター特別支援教育部の機能と子どもと親のサポートセンターがもつ機能との連携	県総合教育センター特別支援教育部には現職研修、調査研修・研究、教育相談、学校支援等の機能があり、教員の専門性向上のための取組を進めています。 また、障害に関する基本的事項を学校等の場で研修できるよう障害種別のコンテンツづくりをしました。特別支援学校では多様な専門性が求められることから、教員の様々な研修ニーズに応えていく工夫が求められます。	(1)知的障害教育、肢体不自由教育、自閉症、発達障害など作成済のコンテンツを改善するとともに、言語障害、視覚障害、聴覚障害等の研修ニーズの高い障害種のコンテンツづくりを進める。 (2)子どもと親のサポートセンターとの連携は、相互の専門性を生かしながら連携を進めていく。	研修用コンテンツの種類(障害種)については、拡げる方向で取組が進められている。総合教育センター特別支援教育部と子サポの連携は、相互の専門性を生かした連携を行っているが、成果/効果等について今後整理していく。
		2. 「特別支援学校教員免許状」の保有率の一層の向上を図ります。	(1)認定講習の受講の機会の拡大 (2)免許状未取得者に対する取得目標の設定	特別支援学校教員の免許状保有率については、全国平均を大きく上回り、特別支援学校教員の約80%が所有する状況を維持しています。また、小・中学校特別支援学級担当教員の特別支援学校免許状保有率は毎年約36%~39%の幅で推移しています。	(1)障害種の違いを問わず認定講習を開催し、特別支援学校教員免許状取得を促していく。 (2)特別支援学級担当教員の特別支援学校教員免許状取得について、認定講習の積極的な受講を促す。	保有率は全国上位だが、小・中学校、高等学校における保有率の向上については、引き続き啓発に努めていくことが必要	
		3. 特別支援学校に「センター的機能充実のための教員」の配置を目指します。	(1)センター的機能充実のための教員配置	特別支援教育コーディネーターは各特別支援学校において指名され、特別支援学校がセンターとしての役割を今後も引き続き担っていくことが期待されています。そのためにも継続的な人員配置が必要です。	各校1名以上の特別支援教育コーディネーター指名を維持し、特別支援学校の組織的な支援機能の充実に努める。	取組は既に実現している。成果・効果を整理しておくことが必要	
		4. 異校種間の人事交流の推進を図ります。	(1)小・中学校・高等学校と、特別支援学校間の人事交流の促進	計画的な異校種間の人事交流を進めています。 今後も計画的な人事交流を進め、特別支援教育に関する理解を深めた教員を小・中学校等に一層増やしていくことが必要です。	計画交流を着実に実施していく。また、人事交流の成果・改善点を把握し、今後の特別支援教育推進に生かす。	人事交流の成果・改善点を把握し、特別支援教育の普及・推進に資する方策検討が課題	
5. PT、OT、ST等の専門職の活用を図ります。	(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の活用	特別非常勤講師や特別支援アドバイザーを雇用し、学校のニーズに対応できるようにしています。特に特別非常勤講師は人材確保が難しくなっています。	特別支援学校と連携し、地域の有資格者の掘起しと人材バンクを作成する。	各学校で人材掘り起し・確保に努めている。それらの情報を活用し人材バンクとして整理する取組を企画中			

【進捗状況について】
 平成24年度に実施した千葉県特別支援教育推進基本計画の中間評価では、今後の計画推進を一層着実なものにしていくため、「パワーアップのための今後の取組」とする補完的な追加の取組を示した。それぞれの取組について平成25年1月時点の進捗状況を見ると、既に取組が完了したものや、具体的な取組を進めている最中のものが半数を超している。その一方で、検討しているが具体的な取組を始めていないものもあり、引き続き確実な実践に努めていきたい。
 また、中間評価では、それぞれの取組について「評価の観点や方法」を示しており、今後の評価を行う際は、その観点や方法を踏まえて実施していく予定である。